

協議フォーム 回答作成の手引き

(病院・有床診療所用)

はじめに

- 協議フォームへの回答入力をスムーズに進めていただくため、まずは本手引きを参照の上、各設問の回答をご準備ください。

(※協議フォームはシステムの仕様上、入力に一定の時間を要するとエラーが発生する場合があります。)

0. 基本情報

下記の基本情報を回答してください。

回答欄<基本情報>

・ 医療機関名

・ 保健医療機関番号

・ G-MIS ID

⇒国からのID付与が未了の場合は回答不要です。

・ 医療機関の所在地

・ 医療機関の管理者（氏名）

・ 医療機関の管理者（肩書）

⇒協定締結の相手方である、「医療法上の管理者」の氏名・肩書を回答してください。

※法人の代表（理事長等）や公立病院等における病院事業管理者は、協定締結の相手方になることはできませんので、協定締結の相手方として、**医療法上届け出ている管理者（院長）を回答**してください。

・ 協定締結担当者（氏名）

⇒協定の内容に関する問い合わせが可能な担当者を回答してください。

・ 電話番号

・ メールアドレス

⇒内容について問い合わせる場合があるため、日中対応可能な連絡先を回答してください。

1. 病床の確保

※感染症患者用の病床の確保を行い、必要な医療の提供が可能な医療機関のみ回答

回答不要の場合⇒P 6へ進む

医療措置協定の種類（流行初期医療確保措置付き・措置なし）を選択してください。

回答欄（1）

<流行初期医療確保措置とは> 流行初期期間に知事の要請に基づき病床の確保を行い、その病床で必要な医療を提供した期間の減収分に対する財政支援

流行初期医療確保措置について

措置付き協定を締結し、
流行初期期間に知事の要請に基づき病床の確保を行い、
その病床で必要な医療を提供した場合に
措置（財政支援）の対象となります。

1. 措置の目的・内容

- 「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、協定に基づく対応により経営の自律性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う。
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う（※）。その上で、感染症流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金を加えた収入との差額になるよう精算を実施（支援額の範囲内で補助金の額を返還）。

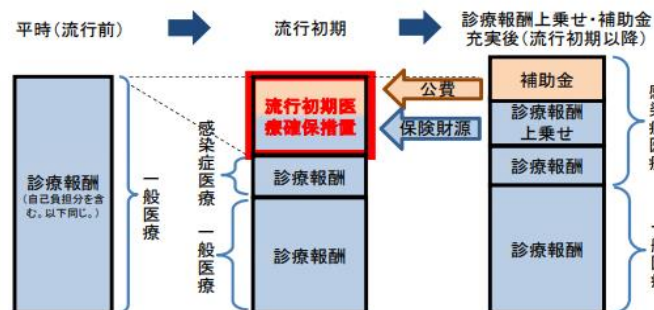
※ 病床確保（入院医療）を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。
※ 自己負担分・公費負担医療分も補償するため、診療報酬収入の差額に10/8を乗じる。（国民医療費：医療保険・後期高齢給付分80.5%、自己負担分12.3%、公費負担医療給付分7.3%）

2. 事業実施主体 都道府県

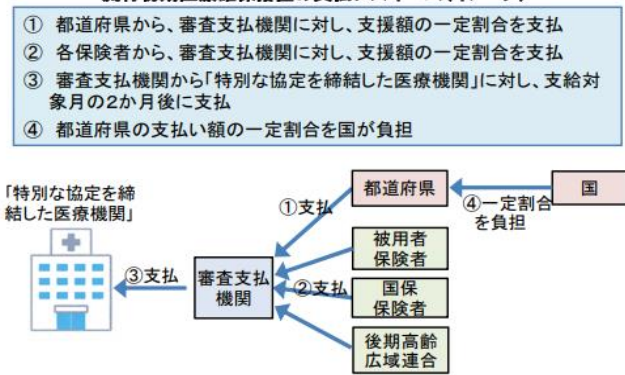
3. 費用負担

- 措置に関する費用は、公費と保険者で負担することとする。支援額の負担については、今回新型コロナウイルスへの対応を行った病院の収益構造を勘案し、公費（国、都道府県）と保険者（被用者保険、国保、後期高齢広域連合）の負担割合は1:1とする。
- 支援額の各保険者の負担は、対象医療機関に対する直近の診療報酬支払実績に応じて按分することとする。また、保険者からの拠出金については、保険者間の財政調整（前期高齢者財政調整、後期高齢者支援金）を実施し、協会けんぽ、国保、後期高齢広域連合からの拠出には、通常の医療給付と同様に公費負担を行う。

平時（流行前）、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後（流行初期以降）における「特別な協定を締結した医療機関」の収入（イメージ）

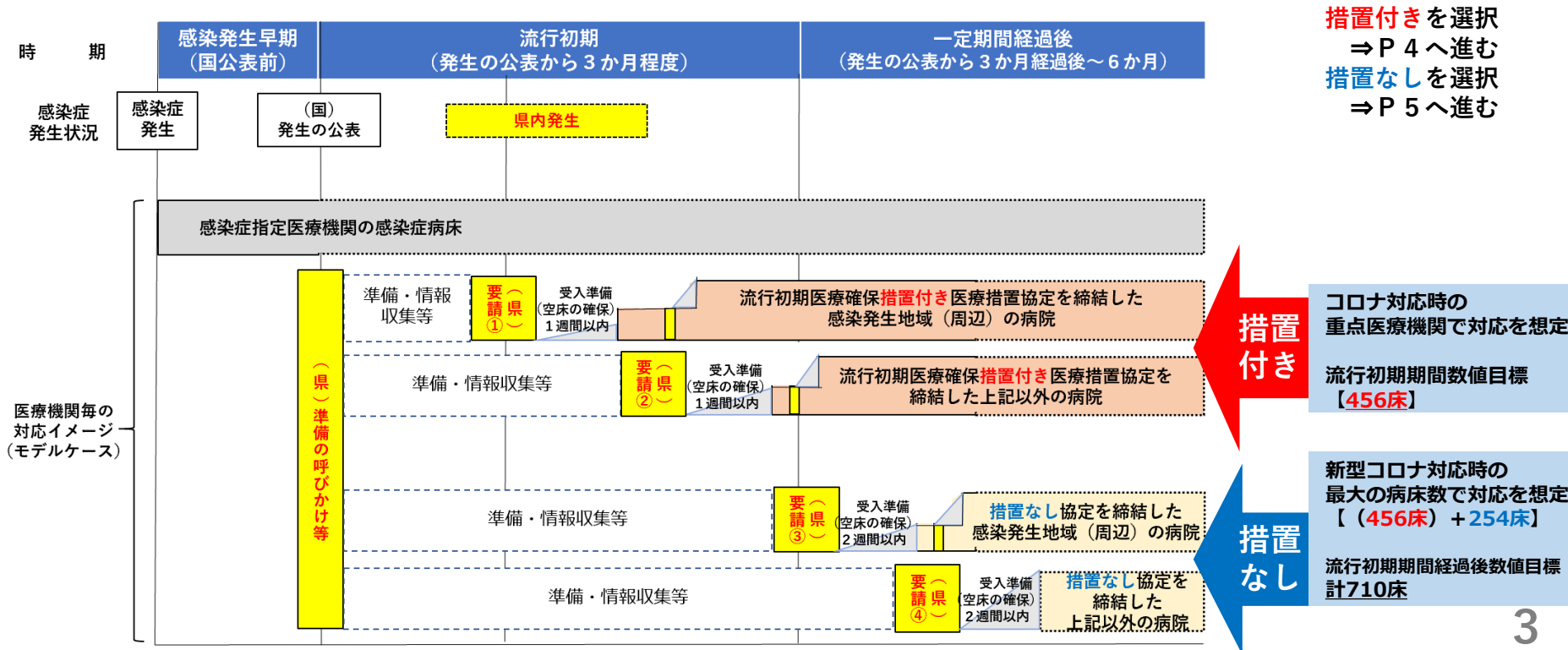


流行初期医療確保措置の支払いスキーム（イメージ）



<措置付き・措置なしの違い>

	対応開始時期	確保病床数（感染症患者用）			財政支援
措置 (財政支援) 付き	流行初期期間（国による感染症発生公表から3か月程度） ※知事の要請後1週間以内	許可病床数 400床以上	感染症病床を除き 30床以上	※三次救急を担う救命救急センターを有する病院は、上記基準より10床減	流行初期期間に知事の要請に基づき病床の確保を行い、その病床で必要な医療を提供した期間の減収分を支援
		許可病床数 200床以上～400床未満	感染症病床を除き 20床以上		
		許可病床数 200床未満	感染症病床を除き 10床以上		
措置 (財政支援) なし	流行初期期間経過後（国による感染症発生公表から3か月～6か月）※知事の要請後2週間以内	目安なし			なし



措置なしを選択⇒P 5へ進む

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 病床の確保 (患者を入院させ必要な医療を提供)

対応時期 (目途)	流行初期期間 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度) の対応	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	(2) 床 (うち重症者用 (3) 床)	(4) 床 (うち重症者用 (5) 床)
即応化の 期間	甲からの要請後速やかに (1週間以内を目途に) 即応化すること。	甲からの要請後速やかに (2週間以内を目途に) 即応化すること。

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

確保病床数 (流行初期期間)

(2) **右記の基準以上**の感染症患者用の確保病床数を回答してください。

※**新型コロナウイルス対応時の最大の確保病床数と同数もしくはそれ以上の病床数**としていただくようお願いします。

(3) 重症者用の確保病床数を、(2)の内数で回答してください。

※**下記のいずれかに該当する病床に限り**ます。

- ・陰圧設備のあるICU、HCU
- ・上記以外で、人工呼吸器に対応できる個室の病床

(4) (5) 確保病床数 (流行初期期間経過後)

⇒ (2) (3) で回答した病床数以上としていただくようお願いします。

確保病床数 (感染症患者用)

許可病床数 400床以上	感染症病床を 除き 30床以上	※三次救急を 担う救命救急 センターを有 する病院は、 上記基準より 10床減
許可病床数 200床以上 ~400床未満	感染症病床を 除き 20床以上	
許可病床数 200床未満	感染症病床を 除き 10床以上	

措置付きを選択⇒P 6へ進む

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一 病床の確保 (患者を入院させ必要な医療を提供)

対応時期 (目途)	流行初期期間 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度)の対応 ※対応なし	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	(2) 床 (うち重症者用 (3) 床)	(4) 床 (うち重症者用 (5) 床)
即応化の期間	甲からの要請後速やかに (1週間以内を目途に) 即応化すること。	甲からの要請後速やかに (2週間以内を目途に) 即応化すること。

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

確保病床数 (流行初期期間)

(2) (3) ⇒いずれも0と回答してください。

確保病床数 (流行初期期間経過後)

(4) 感染症患者用の確保病床数を回答してください。

※**新型コロナウイルス対応時の最大の確保病床数と同数もしくはそれ以上の**病床数としていただくようお願いします。

(5) 重症者用の確保病床数を、(4)の内数で回答してください。

※下記のいずれかに該当する病床に限ります。

- ・ 陰圧設備のあるICU、HCU
- ・ 上記以外で、人工呼吸器に対応できる個室の病床

2. 発熱外来の実施

※発熱外来を実施する医療機関のみ回答

回答不要の場合⇒P 10へ進む

医療措置協定の種類（流行初期医療確保措置付き・措置なし）を選択してください。

回答欄（6）

＜流行初期医療確保措置とは＞ 流行初期期間に知事の要請に基づき発熱外来を実施した期間の減収分に対する財政支援

流行初期医療確保措置について

**措置付き協定を締結し、
流行初期期間に知事の要請に基づき
発熱外来を実施した場合に、
措置（財政支援）の対象となります。**

1. 措置の目的・内容

- 「初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関」について、協定に基づく対応により経営の自律性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う。
- 支援額は、感染症医療の提供を行った月の診療報酬収入が、感染症流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う（※）。その上で、感染症流行前の診療報酬収入と、当該年度の診療報酬収入に補助金を加えた収入との差額になるよう精算を実施（支援額の範囲内で補助金の額を返還）。

※ 病床確保（入院医療）を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。

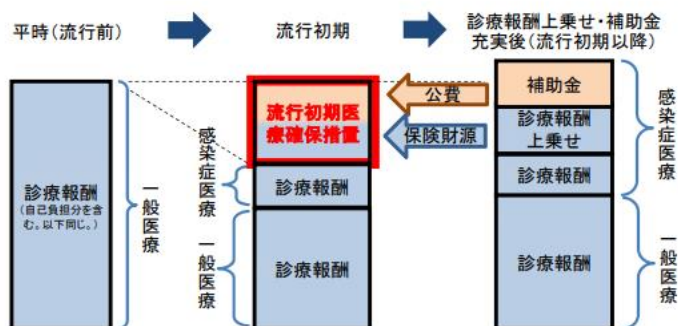
※ 自己負担分・公費負担医療分も補償するため、診療報酬収入の差額に10/8を乗じる。（国民医療費：医療保険・後期高齢者給付分80.5%、自己負担分12.3%、公費負担医療給付分7.3%）

2. 事業実施主体 都道府県

3. 費用負担

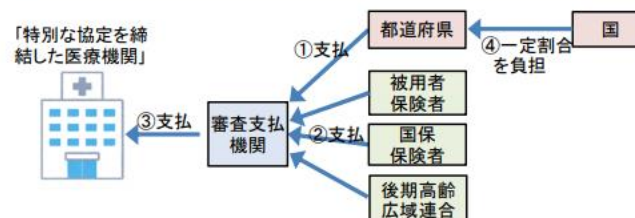
- 措置に関する費用は、公費と保険者で負担することとする。支援額の負担については、今回新型コロナウイルスへの対応を行った病院の収益構造を勘案し、公費（国、都道府県）と保険者（被用者保険、国保、後期高齢者連合）の負担割合は1:1とする。
- 支援額の各保険者の負担は、対象医療機関に対する直近の診療報酬支払実績に応じて按分することとする。また、保険者からの拠出金については、保険者間の財政調整（前期高齢者財政調整、後期高齢者支援金）を実施し、協会けんぽ、国保、後期高齢者連合からの拠出には、通常の医療給付と同様に公費負担を行う。

平時（流行前）、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後（流行初期以降）
における「特別な協定を締結した医療機関」の収入（イメージ）



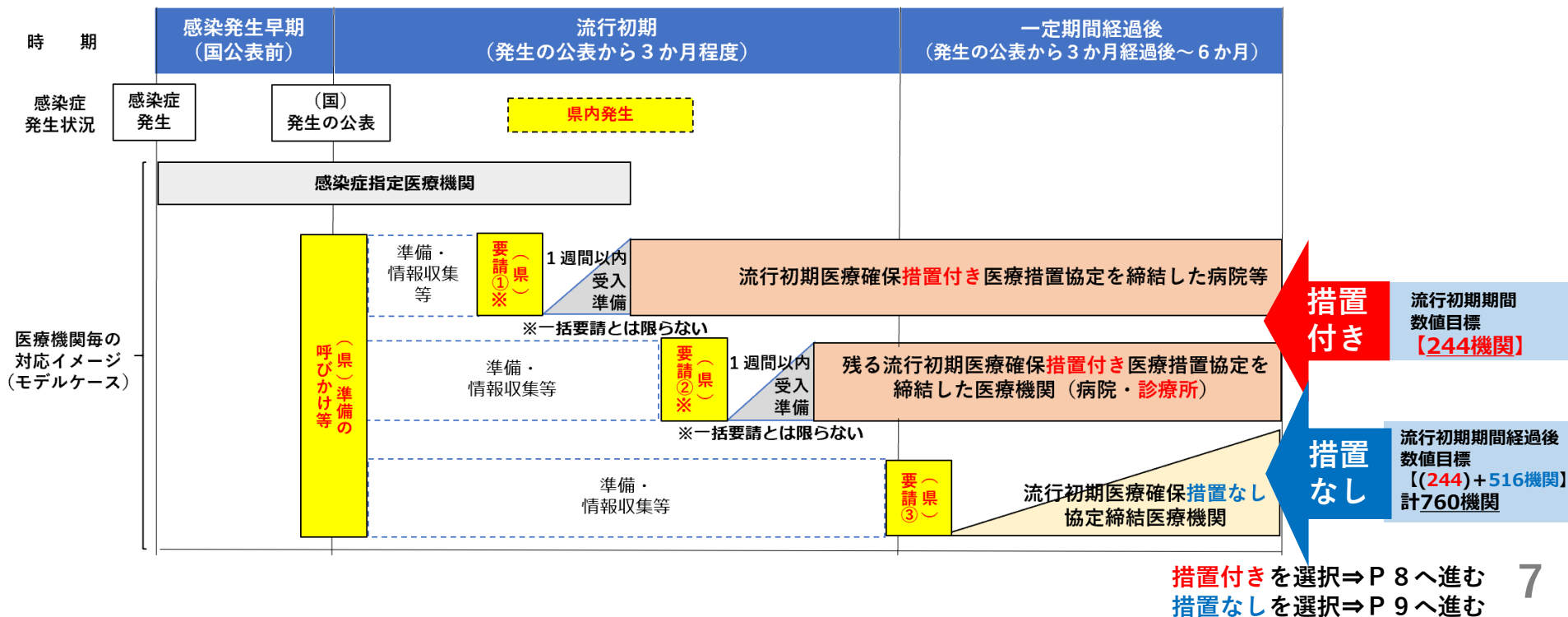
流行初期医療確保措置の支払いスキーム（イメージ）

- ① 都道府県から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ② 各保険者から、審査支払機関に対し、支援額の一定割合を支払
- ③ 審査支払機関から「特別な協定を締結した医療機関」に対し、支給対象月の2か月後に支払
- ④ 都道府県の支払い額の一定割合を国が負担



< 措置付き・措置なしの違い >

	対応開始時期	診察可能人数		診察対象	財政支援
		許可病床数	1日あたり		
措置 (財政支援) 付き	流行初期期間 (国による感染症発生公表から3か月程度) ※知事の要請後1週間以内	許可病床数 200床以上	1日あたり 20人以上	かかりつけ患者以外も対応	流行初期期間に知事の要請に基づき発熱外来を実施した期間の減収分を支援
		許可病床数 200床未満	1日あたり 10人以上		
措置 (財政支援) なし	流行初期期間経過後 (国による感染症発生公表から3か月～6か月) ※知事の要請後	目安なし		かかりつけ患者のみの対応可	なし



流行初期医療確保措置付きを選択した場合のみ回答してください。

回答欄 (7) ~ (10)

措置なしを選択⇒P 9へ進む

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度) の対応	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	(7) 人/日 かかりつけ以外対応可 小児対応 (10) (検査 (核酸検出検査) の実施能力: ○件/日)	(8) 人/日 かかりつけ (9) 小児対応 (10) (検査 (核酸検出検査) の実施能力: ○件/日)

(7) (8) 診療人数

新型コロナ対応での実績を参考に、各期間の発熱外来の開設時間内において診療 (必要に応じて検体採取) を行う1日あたりの人数を回答してください。

- (7) 流行初期期間: 右記の基準以上で、可能な限り多くの人数の回答をお願いします。
 (8) 流行初期期間経過後: 基本的には (7) と同数以上としてください。

(9) 診療対象 (流行初期期間経過後)

流行初期期間は **かかりつけ以外の対応が必須**です。

流行初期期間経過後も対応可能な場合は「**かかりつけ以外も対応可**」を選択 (✓) してください。※基本的には選択をお願いします。

(10) 小児対応

各期間において小児対応が可能な場合は、「**小児対応可**」を選択 (✓) してください。

診察可能人数	
許可病床数 200床以上	1日あたり 20人以上
許可病床数 200床未満	1日あたり 10人以上

回答後⇒P 10へ進む

流行初期医療確保措置なしを選択した場合のみ回答してください。

回答欄 (7) ~ (10)

措置付きを選択⇒P 10へ進む

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度) の対応	流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容	(7) 人/日 ※対応なし (検査 (核酸検出検査) の実施能力: ○件/日)	(8) 人/日 かかりつけ (9) 小児対応 (10) (検査 (核酸検出検査) の実施能力: ○件/日)

(7) 診療人数 (流行初期期間)
「0」と回答してください。

(8) 診療人数 (流行初期期間経過後)
新型コロナ対応での実績を参考に、各期間の発熱外来の開設時間内において診療 (必要に応じて検体採取) を行う1日あたりの人数を回答してください。
※可能な限り多くの人数の回答をお願いします。

(9) 診療対象
かかりつけ以外も対応可能な場合は「かかりつけ以外も対応可」を選択 (✓) してください。
※可能な限り選択をお願いします。

(10) 小児対応
小児対応が可能な場合は、「小児対応可」を選択 (✓) してください。

回答後⇒P 10へ進む

3. 検査（核酸検出検査）について

※自院で検体の採取及び検査（核酸検出検査）の実施まで可能である場合のみ回答

検体採取のみを行い、分析は外部に委託する場合や、
抗原検査のみの対応の場合は回答不要です。

回答不要の場合⇒P 11へ進む

各期間において核酸検出検査を行う1日あたりの件数を回答してください。

回答欄 (11) ~ (12)

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	○人/日 (検査（核酸検出検査）の実施能力： (11) 件/日)	○人/日 (検査（核酸検出検査）の実施能力： (12) 件/日)

※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

4. 自宅療養者への医療の提供について

自宅療養者への医療の提供のうち、対応可能な項目を回答してください。

回答欄 (13) ~ (14)

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

三 自宅療養者等への医療の提供

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	<ul style="list-style-type: none"> 電話／オンライン診療が可能（高齢者施設等への対応を含む） (13) 往診が可能（高齢者施設等への対応を含む） (14)

(13) 電話／オンライン診療（高齢者施設等への対応を含む）

(14) 往診が可能（高齢者施設等への対応を含む）

⇒ 「かかりつけ以外も対応可」、「かかりつけのみ対応可」のいずれかを選択（✓）してください。

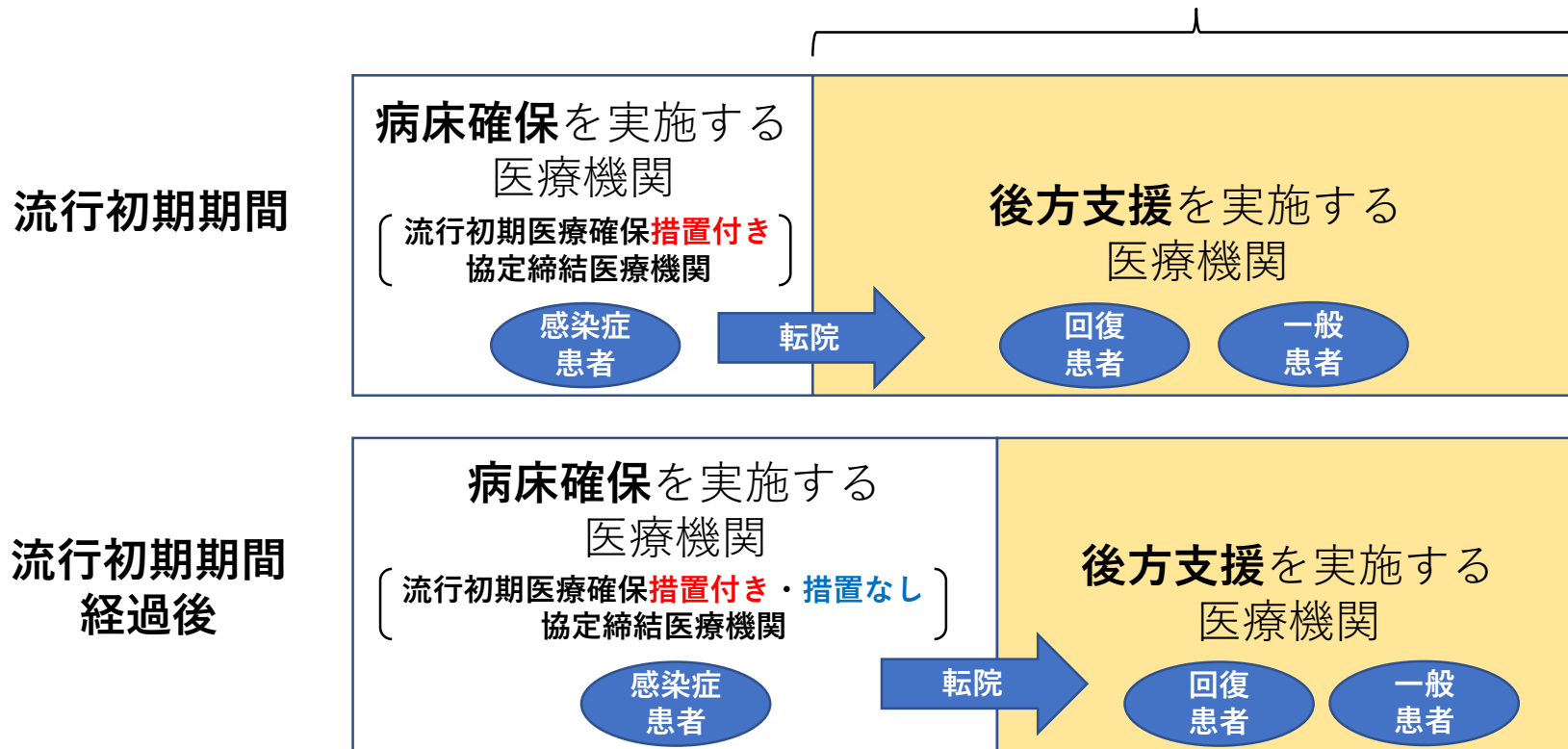
※新興感染症発生の際は、その時の医療提供体制等を踏まえ、入院外療養の体制を整備します。その後、診療所に体制や依頼内容を説明し、改めて対応可能か協議します。

5. 後方支援について

後方支援とは・・・

病床確保を実施する協定締結医療機関の感染症対応能力の拡大を図るため、**知事の要請に基づき**、
病床確保を実施する協定締結医療機関等からの受入依頼があった際に、**感染症から回復後に入院が必要な患者（回復患者）の受け入れ**や、**感染症患者以外の患者（一般患者）の受け入れ**を行うこと。

各期間において、感染症患者用の病床確保を実施しない場合は、**後方支援の実施について、協定締結をお願いします。**



※流行初期期間から感染症患者用の病床確保を実施する（措置付き協定締結）医療機関は回答不要⇒P14へ進む

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

四 後方支援

対応時期 (目途)	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容 (例)	(15) (16)	(17) (18)

(15) (16) 流行初期期間に対応可能な項目を選択（✓）してください。（複数選択可）

※**流行初期期間**に感染症患者用の病床確保を実施しない医療機関は、ご協力をお願いします。

(15) 「回復患者の転院受入が可能」

(16) 「主に流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能」

(17) (18) 流行初期期間経過後に対応可能な項目を選択（✓）してください。（複数選択可）

※**流行初期期間経過後**に感染症患者用の病床確保を実施しない医療機関は、ご協力をお願いします。

(17) 「回復患者の転院受入が可能」

(18) 「病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能」

6. 医療人材派遣について

※他の医療機関等への医療従事者派遣が可能な医療機関のみ回答

回答不要の場合⇒P 15へ進む

他医療機関への派遣が可能な医療従事者の人数を回答してください。

回答欄 (19) ～ (24)

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

五 医療人材派遣

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容 (例)	<p>計 ○人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医 師 (19) うち県外可能 (20) ・ 看護師 (21) うち県外可能 (22) ・ その他 (23) うち県外可能 (24) <p>※ うち県外可能 (○人) は、参考記載</p>

7. 個人防護具の備蓄について

医療措置を講ずるため備蓄する医療物資の数量を回答してください。

回答欄 (25) ~ (29)

(個人防護具の備蓄)

第5条 乙は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、次のとおり、個人防護具を備蓄するものとする。

(乙における2ヶ月分の使用量)

サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
(25) 枚	(26) 枚	(27) 枚	(28) 枚	(29) 枚 (※1 双)

※1 : (20) × 1/2の数量が自動反映

<留意事項>

医療用物資の配布支援 (※2) の申込みを行った医療機関

⇒ 申込みの際に回答いただいた各物資の「**目標備蓄量**」と**同数以上**の数量を回答してください。

申込みを行っていない医療機関

⇒ 各物資の備蓄量は、貴院における**令和3年や令和4年を通じた平均的な使用量の2か月分**を目安に積算したものを回答してください。

※2 「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や新興感染症の発生に備えた医療用物資の備蓄整備及び備蓄整備のための医療用物資の配布支援について」 (令和5年7月13日医本第93号) に基づく配布支援

8. 協定書内容の確認

医療措置協定書（ひな形）全体の内容をご確認の上、
内容に同意いただける場合は「同意する」を選択「✓」してください。

回答欄
<協定書内容の確認>

回答項目は以上です。

下記より協議フォームにアクセスし、回答入力へ進んでください。

新潟県医療措置協定協議入力フォーム

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9479

